

審査結果の要旨

森部 英生

本論文は、戦後日本で提訴された2164件に達する教育裁判の判例の全体的・歴史的動向をふまえ、そのなかで136件を数える社会教育にかかわる判例に焦点をあてて独自の類型化を試み、教育法理学的考察を試みた丹念な労作である。教育法学全体においても未開拓な分野にとりくんだ先駆的研究といえる。

本論文の目的は、社会教育裁判・判例の諸事例を素材としながら、人々がどのような意図で裁判に提訴し、裁判所がどのような法理を用いて権利・義務の配分に関する結論（＝教育法的正義）を導き出してきたかを検討することである。

論文は序章、第1部（第1章～第4章）、第2部（第5章～第7章）、終章から構成されている。第1部の前半で、教育裁判全体の動向との関連において社会教育裁判の状況把握がなされる。それを受けて、第1部後半で、社会教育裁判の分類と類型化が試みられている。近年の訴訟類型論では「政策形成型」と「個別解決型」の2つの類型に分類されることが通説であるが、本論文では通説及び教育分野の裁判の具体的動向をふまえながら、社会教育裁判の独自性を表す類型化として「政策形成型」「管理是正型」「個別解決型」の3つの類型モデルを新たに提起し、さらに6つの分類と組み合わせることでその特質を浮き彫りにしている。こうした類型化をつうじて、実定法の領域ごとの静態的な類型化を超えた、動態的・現実的な判例動向の把握の方法を提起している。

第2部では、第1部で帰納的に類型化した社会教育裁判の判例について、個々の事例に注目しつつ判例における法理の考察をおこなっている。ここでは第一に教育法学、社会教育法制論における基本概念としての「教育権・学習権」、第二に判例一般において頻出する「条理」のなかでも教育特有の用法とされている「教育条理」、そして第三に判例中に広く言及される「社会通念」という三つの法概念を抽出し、社会教育判例における具体的用法にそくして、判決における正義実現の論理がどのように構成され、これらの法概念が判決を正当化する論理としていかに援用されているかを検討している。以上の検討をつうじて、社会教育判例では、政策形成型の判例では「学習権」法理が、個別解決型では「教育条理」法理が、そして政策形成型と管理是正型では「社会通念」法理が援用されることが多いという傾向が明らかにされる。

終章では、社会教育裁判が実現しようとする「教育法的正義」を原理的に総括し、「法的正義」一般との関連をふまえた教育法理学研究の意義と課題が示されている。

本研究は、従来の法解釈学的、法政策論的研究の方法とは異なる、法理学的な社会教育法制度研究の端緒を開いた点が高く評価される。教育判例の独自の類型化の試みは今後の教育法学にも重要な示唆を与えている。このような点から博士（教育学）の学位論文にふさわしいものと判断された。